

2004年函館大会 政務調査費 口利き記録

政務調査費・採点基準/ランク

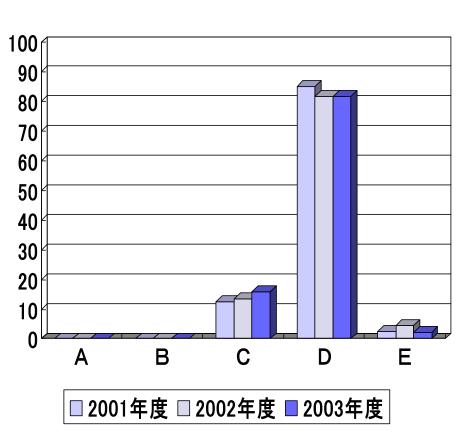
- 活動成果の記載(10点)調査費での活動内容の記載
- 支出明細の記載(15点)支出一覧表の有無, 詳しさの程度
- 証拠書類(領収書)の添付 (15点)

領収書つけているか

視察報告の記載(15点)何を視察して考えたか

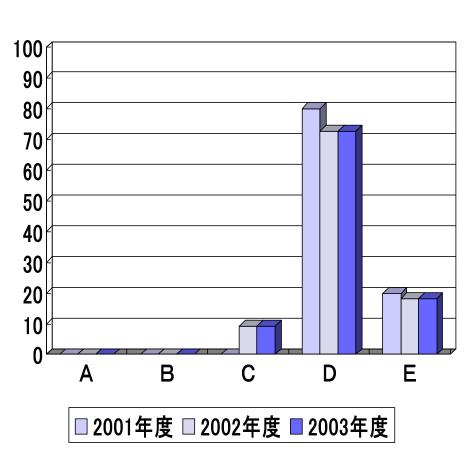
Α	35点以 上	相当に分かる
В	21~34 点	ある程度 分かる
С	11~20 点	多少分かる
D	1~10 点	あまり分か らない
E	O点	全く分から ない

都道府県 政務調査費



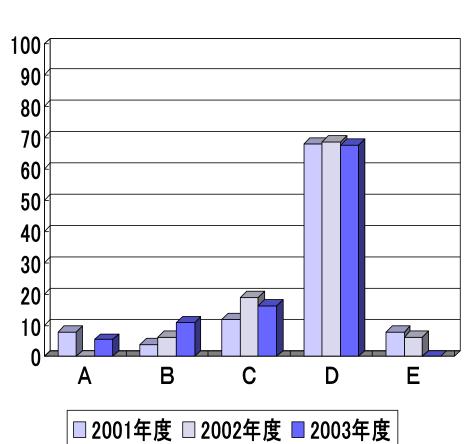
- A, Bランクはない
- 長野県は添付書類2万 枚で採点できなかった が、Bランクの可能性
- 岩手は1点差でC
- 東京は相変わらずE
- 部分的に領収書添付の京都府,活動成果の記載がある滋賀県がCの上

政令市 政務調查費



- 広島市・大阪市がE だった。
- 神戸市はCで、政令市 の中では健闘
- その他はDで, 都道府 県よりも透明度低い。
- 一人あたり金額は都道 府県より多いところ多 い

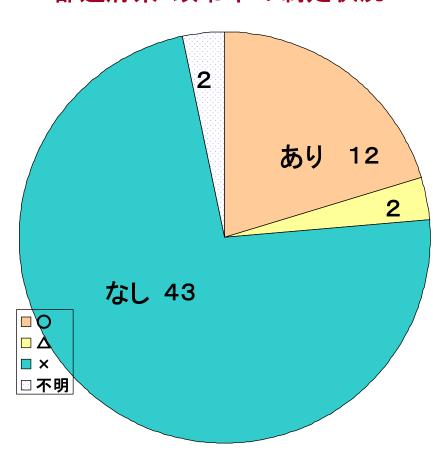
県庁/その他・政務調査費



- ▶ 静岡市, 米沢市がA
- 函館市,大津市,沼田市,柏市がB
- Dが一番多いのは他と 同じ
 - (各年度は,サンプリングなので, 全部調べているわけではない)

口利き記録/制定状況など

都道府県・政令市の制定状況



都道府県・政令市のうち12で制度がある

その他の都市では5市 の制度を確認

● 2002年あたりから制定 されている。

口利き記録制度の中身

- ●制定形式一要綱,要領などの内部規定
- ●記録対象

A一議員などに限定するもの

B一限定しないもの

●記録内容

A一限定せず「要望」を記録するもの

B一不正な働きかけについて記録するもの

議員からの要望記録の実際

●議員個人について43自治体で記録があった。

●うち31自治体は制度はないが記録している。 (宮城県は制度あるが記録なし)

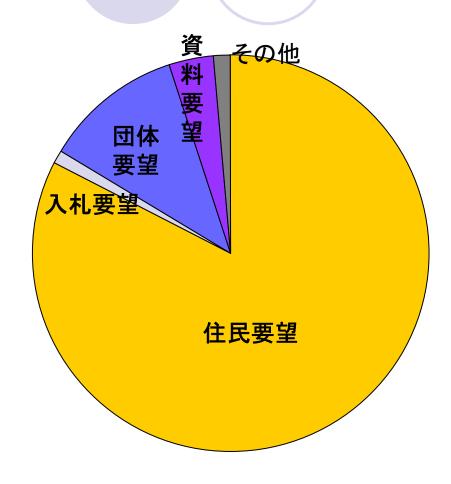
- 制度の有無と記録量は関係みられない。(群馬県・栃木県・弘前市・佐賀市など多量)
- (調査できなかったところも多い)

公開された記録



この重そうなのが群馬 県の記録です。

要望記録の特徴



(目安程度の分類, 悉皆調査でない)

- 43自治体のうち12で 議員名が非公開(個人情報との理由)
- 大部分は、どぶ板活動 を彷彿させるものだが、 入札関係では??も
- 特定の自治体では、特定議員のみの記録があった

口利き(要望)記録を考える視点

- 議員活動を知る資料として重要 こまめに住民からの要望を取り次いでいる姿が分かったのはある意味で収穫
- 公正・公平な記録が必要 行政の責任逃れの記録であってはならない
- 市民や議員が内容をチェックできる必要 長野県のように議員に記録内容を通知し、異議が あればそれも記録するなどの方法もある